

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 8 月から 48 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 8 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から同年 9 月まで

私は、20 歳前から A 事業所で働き、事業主から言われて、20 歳になって間もなく、B 区役所 C 出張所で国民年金の加入手続を行った。

申立期間①については、B 区役所から郵送された納付書で、同区役所 C 出張所の窓口で納付したはずである。

また、申立期間②については、当時住んでいた D 区が発行した国民年金保険料の領収証書を保管している。半分に切って年金手帳に貼っていたので、氏名は確認できないが、当時から保管していたものである。

申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ 8 か月及び 6 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることが確認できる。

申立期間①について、申立人は、「20 歳になって間もなく、国民年金の加入手続を行い、B 区役所 C 出張所の窓口で保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を付与された任意加入者の資格取得日から、申立人が加入手続を行ったのは、20 歳到達日から間もなくであると考えられる。

また、申立人が保管する 7 枚の領収証書（昭和 48 年 4 月から同年 6 月ま

での期間、48年7月から同年9月までの期間、49年4月から同年6月までの期間、49年7月から同年9月までの期間、49年10月から同年12月までの期間、50年1月から同年3月までの期間及び50年4月から同年6月までの期間)の領収印及び領収日の日付から、これらの期間について、国民年金保険料を全て現年度納付していることが確認でき、このうち、申立期間①の直後の48年4月から同年6月までの期間、及び48年7月から同年9月までの期間の2枚の領収証書から、B区役所C出張所で納付していることが確認できることから、申立期間①についてもB区役所C出張所で保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

申立期間②について、申立人は、「被保険者の氏名が記載された側の半分を切り離したため氏名は確認できないが、申立期間②の領収証書を所持している。」と主張しているところ、申立人は、申立期間②を含む昭和49年4月から同年6月までの期間、49年7月から同年9月までの期間、49年10月から同年12月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の4枚の領収証書を、いずれも半分に切り離し、領収印が押されている側を年金手帳に貼付して保管していることが確認できる。

また、上記の領収証書では、被保険者の住所、氏名は確認できないものの、D区では、「申立期間②当時の当区の領収証書と考えられ、切り離した半分の側に住所及び氏名の記載があった。」と回答している。

さらに、上記の4枚の領収証書の現物を確認したものの、申立期間②に係る2枚の領収証書と他の2枚の領収証書に形状等の相違は特に無く、4枚とも同じ時期から申立人の年金手帳に貼付されたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から同年11月1日まで

私は、A株式会社に勤務し、B業務に従事していた。

私の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたところ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成2年12月1日）の後の同年12月4日付けで、同年6月1日に遡及して15万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人以外の10人についても、申立人と同日の同年12月4日付けで、遡及して標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年3月までの期間、43年12月から44年3月までの期間、44年12月から45年3月までの期間、45年12月から46年3月までの期間、46年12月から47年3月までの期間、47年12月から48年3月までの期間、48年12月から49年3月までの期間、49年12月から50年3月までの期間、50年12月から51年3月までの期間、51年12月から52年3月までの期間及び52年12月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から43年3月まで
② 昭和43年12月から44年3月まで
③ 昭和44年12月から45年3月まで
④ 昭和45年12月から46年3月まで
⑤ 昭和46年12月から47年3月まで
⑥ 昭和47年12月から48年3月まで
⑦ 昭和48年12月から49年3月まで
⑧ 昭和49年12月から50年3月まで
⑨ 昭和50年12月から51年3月まで
⑩ 昭和51年12月から52年3月まで
⑪ 昭和52年12月から53年3月まで

国民年金には親に勧められて昭和41年12月頃に参加し、申立期間の保険料はA市町村役場で納付した。10年以上前に社会保険事務所（当時）の担当者から、「未納期間はない。」と言われたにもかかわらず、申立期間①から⑪までの期間が未納であることに納得できない。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①から⑩までの期間の国民年金保険料をA市町村役場で納付していた。」と主張しているところ、オンライン記録から、これらの期間については、社会保険事務所が平成11年12月28日に、遡及して国民年金の加入期間とする追加処理を行っていることが確認できることから、申立期間当時、申立人は国民年金に未加入であり、当該期間の保険料を納付することができなかったものと推認される。

なお、上記の追加処理が行われた時点では、申立期間①から⑩までの期間の国民年金保険料については既に時効であり、これらの期間の保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「50歳（平成7年）ぐらいの時に、社会保険事務所の職員から、国民年金の未納期間は無い、と言われたにもかかわらず、11期間も未納があるのはおかしい。」と主張しているが、申立人が50歳の時点では、申立期間について国民年金の加入期間とする追加処理は行われておらず、未加入の期間であったことから、社会保険事務所の職員は、申立人の記録には、加入期間でありながら保険料が未納となっている期間は無いと説明したものと考えられる。

さらに、申立人に対し、昭和41年7月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された事実は確認できないとともに、払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月及び 63 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月
② 昭和 63 年 1 月から同年 3 月まで

私は、平成 11 年 8 月又は同年 9 月頃、A 市町村役場で国民年金に加入し、銀行口座から保険料を引き落とす手続きをした際に、窓口の女性から、過去に 4 か月分の保険料が未納となっていることを指摘され、納付するように勧められた。当時は結婚したばかりで手続きや買い物等があったため、財布には 7、8 万円が入っており、その場で合計 5、6 万円の保険料を納付し、領収書を受け取った記憶がある。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 11 年 8 月又は同年 9 月頃、A 市町村役場で国民年金の加入手続きを行い、その場で未納となっていた申立期間①及び②の保険料を納付した。」と主張している。

しかしながら、申立人が国民年金の加入手続きを行った平成 11 年 8 月又は同年 9 月の時点では、申立期間①及び②については時効により保険料を納付することができない上、A 市町村では、「加入手続き時に、既に時効となった期間の過年度保険料について、納付勧奨を行い保険料を収受することはなかったと考えられる。」と回答している。

また、申立人が国民年金の加入手続き時に納付したと記憶する保険料の金額は、申立期間①及び②の保険料を納付した場合の金額と平成 11 年 8 月分の保険料の金額とを合計した金額とは相違している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。